

管理型産業廃棄物最終処分場放流水分析結果

令和7年度

最終処分場名			丸徳興業㈱(排水池出口)	丸徳興業㈱(排水設備出口)	定量下限	省令1における基準値	測定方法
採取日年月日			令和7年12月1日(月)				
No	項目	単位	測定結果	測定結果			
1	カドミウム及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001	0.03	JIS K 0102. 55. 4
2	全シアン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1	JIS K 0102. 38. 1及び3(規格38の備考11を除く)
3	有機燐化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1	昭和49年環境庁告示第64号付表1、2
4	鉛及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1	JIS K 0102. 54. 4
5	六価クロム化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.5	JIS K 0102. 65. 2. 1
6	砒素及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005	0.1	JIS K 0102. 61. 4
7	水銀化合物 その他の水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.005	昭和46年環境庁告示第59号付表2
8	アルキル水銀化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005	0.003	昭和46年環境庁告示第59号付表4
10	トリクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1	JIS K 0125. 5
11	テトラクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1	JIS K 0125. 5
12	ジクロロメタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2	JIS K 0125. 5
13	四塩化炭素	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02	JIS K 0125. 5
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004	0.04	JIS K 0125. 5
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1	1	JIS K 0125. 5
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04	0.4	JIS K 0125. 5
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3	3	JIS K 0125. 5
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06	JIS K 0125. 5
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002	0.02	JIS K 0125. 5
20	チウラム	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	0.06	昭和46年環境庁告示第59号付表5
21	シマジン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003	0.03	昭和46年環境庁告示第59号付表6
22	チオベンカルブ	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	0.2	昭和46年環境庁告示第59号付表6
23	ベンゼン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	0.1	JIS K 0125. 5
24	セレン及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005	0.1	JIS K 0102. 67. 4
25	ほう素及びその化合物	mg/L	0.2	13	0.1	50	JIS K 0102. 47. 4
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	定量下限値未満	8.7	0.1	15	JIS K 0102. 34. 4 JIS K 0170-5-6.3.4
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.4	9.7	0.2	200	JIS K 0102. 42.1,42.2,43.1.2,43.2.5
28	1,4-ジオキサン	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05	0.5	昭和46年環境庁告示第59号付表8
29	水素イオン濃度		8.2(25℃)	8.3(25℃)	-	5.8-8.6	JIS K 0102. 12. 1
30	生物化学的酸素要求量	mg/L	3.6	0.8	0.5	60	JIS K 0102. 21 及び 32. 3
31	化学的酸素要求量	mg/L	6.1	9.1	0.5	90	JIS K 0102. 17
32	浮遊物質量	mg/L	4.8	0.6	0.5	60	昭和46年環境庁告示第59号付表9
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.5	5	JIS K 012 付属書(参考)補足Ⅱ.1
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.5	30	JIS K 012 付属書(参考)補足Ⅱ.1
35	フェノール類含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02	5	JIS K 0102. 34. 4 JIS K 0170-5-6.3.4
36	銅含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	3	JIS K 0102. 52. 5
37	亜鉛含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	2	JIS K 0102. 53. 4
38	溶解性鉄含有量	mg/L	定量下限値未満	0.16	0.01	10	JIS K 0102. 57. 2
39	溶解性マンガ含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	10	JIS K 0102. 57. 2
40	クロム含有量	mg/L	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01	2	JIS K 0102. 65. 1. 5
41	大腸菌数	CFU/mL	定量下限値未満	定量下限値未満	1	800コロニー形成単位/mL	JIS K 0102. 72. 3
42	窒素含有量	mg/L	0.8	10	0.2	120	JIS K 0102. 45. 2
43	燐含有量	mg/L	0.03	0.03	0.01	16	JIS K 0102. 46. 3. 1(規格46の備考9を除く)

省令1：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
(※1) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る
(※2) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量

最終処分場名			丸徳興業㈱(排水池出口)	定量下限	省令2における基準値	測定方法
採取日年月日			令和7年12月1日(月)			
No	項目	単位	測定結果			
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0050	－	10以下	JIS K 0312

省令2：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
(注) J&T環境㈱について、水処理は委託処理を行っており水処理設備を有しないことから、放流水の分析は行っていない。